

2023 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

民法① 問題

注 意

1. 問題用紙は、係官の指示があるまで開かないでください。
2. この問題用紙は、14ページあるので確認してください。また、解答時間は60分です。
3. 解答用紙には、必ず、会員番号、所属クラス、氏名を記入してください。
4. 5肢択一式問題は、1から5までの答えのうち正しいと思われるものの番号を、解答用紙の解答欄に鉛筆で記入してください。
5. 記述式問題は、解答用紙の解答欄に、1マスに1文字ずつ鉛筆で記入してください。なお、字数には、句読点も含みます。

※講座をお申込みいただいた方は、後日マークシートを回収し成績処理いたします。

1stステージ・民法①

[5肢択一式問題・問題1～問題20]

問題1 未成年者の行為能力に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 未成年者が弁済を受領することは、単に権利を得る法律行為に該当するので、法定代理人の同意を必要としない。
- 2 未成年者は、法定代理人が目的を定めないで処分を許した財産を処分するときであっても、その法定代理人の同意を得なければならない。
- 3 未成年者が法定代理人から営業の許可を受けてその営業に関する法律行為を行った場合、法定代理人はその行為を取り消すことができる。
- 4 未成年者の行った法律行為が制限行為能力を理由に取り消された場合、未成年者は、その行為によって得たすべての利益を返還しなければならない。
- 5 未成年者が未成年者であることを単に黙秘していた場合、詐術を用いたことを理由とする取消権の制限は受けない。

問題2 成年被後見人に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 成年被後見人は、成年後見人の同意を得ても、単独で有効に法律行為をすることができないが、日用品の購入等の日常生活に関する行為は、成年後見人の同意がなくても、有効にすることができる。
- 2 成年被後見人が精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況ではなくなった場合、家庭裁判所は、本人等からの請求により、後見開始の審判を取り消さなければならない。
- 3 成年被後見人が成年後見人の同意を得ないでした婚姻は、制限行為能力を理由として取り消すことができる。
- 4 家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人のほか、検察官からの請求によっても後見開始の審判をすることができる。
- 5 成年被後見人が成年後見人によって営業を許可され、その営業の範囲内でなした行為は取り消すことができる。

問題3 被保佐人に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 被保佐人が利息を領収する場合にも、元本を領収する場合と同様に、保佐人の同意を必要とする。
- 2 被保佐人が自己所有の家屋を売却するには、保佐人の同意を必要とする。
- 3 被保佐人が相続の承認・放棄をするには保佐人の同意が必要であるが、遺産分割をするには保佐人の同意は不要である。
- 4 被保佐人が、金銭を借りるには保佐人の同意が必要であるが、他人が金銭を借りる際にその保証人となるには保佐人の同意は不要である。
- 5 被保佐人が贈与の申込みを承諾する場合、それが何ら負担を伴わないものであったとしても、保佐人の同意が必要である。

問題4 被補助人に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 本人以外の者の請求により補助開始の審判の取消しをするには、本人の同意がなければならない。
- 2 補助開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人または被保佐人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始または保佐開始の審判を取り消さなければならない。
- 3 補助人の同意を得なければならない法律行為を被補助人が同意を得ずに行った場合、相手方は、被補助人に対し、1か月以上の期間を定めて、補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができるが、その期間内に被補助人がその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる。
- 4 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。
- 5 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければならない。

問題5 Aが自己の所有する甲建物をBに売却した場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Aが冗談で甲建物の売却をBに持ちかけ、Bはそれが冗談であることに気づかず、気づかないことに過失もなかった場合であっても、Aは、売却の申込みが冗談であったことを理由に、売買契約の成立を否定することができる。
- 2 Aが冗談で甲建物の売却をBに持ちかけ、Bはそれが冗談であることを知って甲建物を購入した後、Bが、Aの冗談につき善意のCに売却した場合、Aは、Cに対して、売却の申込みが冗談であったことを理由として、売買契約の成立を否定することはできない。
- 3 AがBと通謀して甲建物をBに売却（仮装売買）し、BがAに無断で甲建物をCに転売した。Cが善意である場合、Aは、Bに対して、AB間の売買契約の無効を対抗することはできない。
- 4 AがBと通謀して甲建物をBに売却（仮装売買）し、BがAに無断で甲建物をCに転売した。善意のCに過失がある場合、Aは、Cに対して、AB間の売買契約の無効を対抗することができる。
- 5 AがBと通謀して甲建物をBに売却（仮装売買）し、BがAに無断で甲建物をCに転売した。Cが善意である場合でも、登記がAにあるときは、Aは、Cに対して、AB間の売買契約の無効を対抗することができる。

問題6 Aが自己の所有する甲土地をBと通謀してBに売却（仮装売買）した場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 Bの一般債権者であるCが、甲土地に対して差押えを検討している。この場合、差押えの前であれば、Aは善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができる。
- 2 Bは、Aに無断で、甲土地にCのために抵当権を設定した。この場合、Aは善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができる。
- 3 甲土地上の乙建物をBから賃借しているCがいる場合、Aは善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができる。
- 4 Bが仮装売買について善意のCに対して甲土地を売却し、Cが悪意のDに対して甲土地を転売した場合、Aは、Dに対してA・B間の売買の無効を対抗することができない。
- 5 Bが仮装売買について悪意のCに対して甲土地を売却し、Cが善意のDに転売した場合、Aは、Dに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできない。

問題7 錯誤による意思表示に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。

- 1 錯誤に陥ったことについて表意者に重大な過失がある場合でも、表意者は、原則として、意思表示の取消しを主張することができる。
- 2 錯誤に陥ったことについて表意者に重大な過失がある場合、相手方は、売買契約の取消しを主張することができる。
- 3 債務者から他にも連帯保証人がいるから安心であると言われ、それを信じて連帯保証人となったものの実は他に連帯保証人がいなかった場合、錯誤による取消しを主張することができる。
- 4 建物の買主が現居住者から同居の承諾を得られるものと誤信してこれを買い受けたとしても、その錯誤は単なる動機の錯誤にすぎず、買主はその旨を売主に表示しておかなければ、売買契約の取消しを主張することができない。
- 5 錯誤に基づく意思表示から20年を経過した場合でも、表意者は、意思表示の取消しを主張することができる。

問題8 詐欺・強迫に関する次のア～エの記述のうち、民法の規定に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア AがCに騙されてBとの間で自己所有の土地の売買契約を締結した場合、Bにおいて、Aが騙された事実を知らなかったときは、知らなかったことにつき過失があっても、Aは、売買契約を取り消すことができない。
- イ AがBに騙されてBとの間で自己所有の土地の売買契約を締結し、その後、BがCに当該土地を売却した場合、Cにおいて、Aが騙された事実を知らなかったとしても、知らなかったことに過失があるときは、Aは、売買契約を取り消して、土地の所有権の復帰をCに対して主張することができる。
- ウ AがBに強迫されてBとの間で自己所有の土地の売買契約を締結し、その後、BがCに当該土地を売却した場合、Cにおいて、Aが強迫された事実を知らなかったときは、知らなかったことにつき過失があっても、Aは、売買契約を取り消して、土地の所有権の復帰をCに対して主張することができない。
- エ AがCに強迫されてBとの間で自己所有の土地の売買契約を締結した場合、Bにおいて、Aが強迫された事実を知らず、かつ、知らなかったことにつき過失がなかったとしても、Aは、売買契約を取り消すことができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題9 Aは、Bの代理人として、その権限に基づき、B所有の建物をCに売却する契約（以下、「本件契約」という。）を締結することとした。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 AがBの代理人である旨を明示しないでCと本件契約を締結した場合、AがBの代理人として本件契約を締結したことをCが知っているときでも、BはCに対して売主としての責任を負わない。
- 2 Aは、BおよびCの許諾があるときでも、BとCの双方の代理人として本件契約を締結することはできない。
- 3 Aが未成年者Bの唯一の親権者である場合において、AがBの代理人としてCと本件契約を締結しても、Aが被保佐人であり、本件契約につき保佐人の同意を得ないで締結したときは、Bは、Aが被保佐人であることを理由に本件契約を取り消すことができる。
- 4 AがCと本件契約を締結する前に、Aが破産手続開始の決定を受けたとしても、BがAに授与している代理権は消滅しない。
- 5 AがCと本件契約を締結する前に、Aが保佐開始の審判を受けた場合、BがAに授与している代理権は消滅する。

問題10 代理に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 代理により法律行為が行われた場合、意思表示に瑕疵があったか否かは、原則として本人を基準として判断される。
- 2 代理権の範囲が不明な場合、代理人は保存行為をすることができるが、たとえ物または権利の性質を変えないものであっても、利用行為をすることは許されていない。
- 3 代理人が自己または第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方が代理人の意図を知りまたは知りうべきであった場合に限り、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなされる。
- 4 代理人が行った代理行為に瑕疵があり、取消権が生じる場合、代理人は当然に取消権を行使することができる。
- 5 本人が破産手続開始の決定を受けたことは、法定代理、任意代理に共通の代理権消滅事由である。

問題11 Aは、Bに無断でBの代理人としてB所有の建物をCに売却する契約を締結した。
この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 契約締結時にAに代理権がないことをCが知っていた場合、Cは、この売買契約を取り消すことができない。
- 2 Cが、この売買契約を取り消した場合、Cは、Bに対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることはできない。
- 3 Bが、この売買契約の追認の拒絶をAに対してした場合、Cが当該事実を知っているときでも、Bは、Cに対して、追認の拒絶を対抗することができない。
- 4 Cが、Bに対し、相当の期間を定めて、その期間内にこの売買契約の追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされる。
- 5 Cが、Aに対して無権代理人の責任を追及して損害賠償を請求した場合、Aは、表見代理が成立することを主張立証して損害賠償責任を免れることはできない。

問題12 Aは、何の代理権もないのにBの代理人だと偽ってB所有の宝石をCに売却した。
この場合に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Aが死亡しBとDがAを共同相続した後、Bも死亡しDがBを単独で相続したときは、Dは、Aの無権代理行為につき追認を拒絶することができない。
- 2 BがAの無権代理行為につきCに対して追認を拒絶した後に死亡し、AがBを単独で相続したときは、Aは、Bのした追認拒絶の効果を主張することはできない。
- 3 Bが追認も追認拒絶もしないまま死亡し、AとEがBを共同相続したときは、Aの無権代理行為は、Aの相続分に相当する部分において、当然に有効となる。
- 4 Bが追認も追認拒絶もしないまま死亡し、AがBを単独で相続したとしても、Aの無権代理行為は、当然に有効となるわけではない。
- 5 Aが死亡し、BがAを相続したときは、Bは、Aの無権代理行為につき追認を拒絶することはできない。

問題13 A所有の甲土地について、BがAの代理人としてCと売買契約を締結した場合に関する次のア～エの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア AはBに代理権を授与していなかったが、AがCに対してBに甲土地の売買の代理権を授与した旨を表示していた場合、Bに代理権が授与されていないことをCが知っていたときでも、表見代理は成立する。

イ AがBに対して甲土地の賃貸の代理権を授与していた場合、CがBに甲土地の売買の代理権があると信じるにつき正当な理由があっても、表見代理は成立しない。

ウ AがBに対して授与していた甲土地の売買の代理権が消滅した後に、Bがこの売買契約を締結した場合、Bの代理権が消滅したことをCが過失によって知らなかったときは、表見代理は成立しない。

エ 未成年者Aの親権者であるBが、親権喪失の審判を受けた後にAの代理人としてA所有の甲土地をCに売却した場合において、CがBについて親権喪失の審判がなされたことを過失なく知らなかったときは、Cは、表見代理の成立を主張することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題14 表見代理に関する次の記述のうち、民法の規定および判例の趣旨に照らして、妥当なものはどれか。

- 1 Aが、代理権消滅後もなお、Bの代理人として、従前の代理権の範囲を超える行為をCとの間で行った場合には、表見代理は成立しない。
- 2 BがCに対してAに代理権を授与した旨の表示をした場合において、Aが、Bの代理人として、その代理権の範囲を超える行為をCとの間で行った場合には、表見代理は成立しない。
- 3 ある会社の外交員Bから一切の勧誘行為を任されていたAが、Bの代理人として、Cとの間で法律行為を行った場合、表見代理は成立しない。
- 4 AがBから公法上の行為についての代理権を与えられていた場合、Aが権限外の行為について代理人としてCと法律行為を行ったときには、表見代理が成立する余地はない。
- 5 Bの代理人AがCとの間で権限外の行為を行った場合でも、Bが自己に過失がなかったことを立証したときは、表見代理は成立しない。

問題15 無効および取消しに関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 制限行為能力者であることを理由とする取消しができる者として、同意権者も含まれているから、保佐人も取消権を行使することができる。
- 2 取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないとき、または、行為の時から20年を経過したときに消滅する。
- 3 強迫によって意思表示をした者が行う追認は、強迫状況が消滅した後にしなければ、効力を生じない。
- 4 無効な行為を追認しても有効な行為とはならないが、当事者がその行為が無効であることを知って追認したときは、新たな行為をしたものとみなされる。
- 5 法定代理人の同意を必要とする行為を未成年者が同意を得ずに行った場合、未成年者は、成年に達し、取り消すことができることを知った後であっても、有効に追認をすることができない。

問題16 時効に関する次のア～エの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 賃貸借契約に基づき土地を占有している賃借人は、20年間占有を継続しても、その土地の所有権を時効取得することはできない。
- イ 時効取得の対象となるのは他人の物であるが、占有者は、自己の所有物につき、時効によって所有権を取得したと主張することができる。
- ウ Aは、CがBのために抵当権を設定している土地について、所有の意思をもって平穩公然と占有を開始し、時効取得に必要な期間を経過し、同土地の所有権を時効取得するに至った場合、この土地に設定されている抵当権は消滅しない。
- エ AがBより消費貸借契約に基づき金銭を借り受け、その後貸金債務の消滅時効が完成した場合、Aがこの消滅時効を援用していなくても、消滅時効が完成したことが証拠から明らかであるときは、裁判所は、消滅時効の完成を前提として裁判をすることができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題17 AのBに対する債務（以下、本件債務という）の消滅時効が完成した場合における次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、消滅時効の援用が認められないものはどれか。

- 1 A所有の土地に本件債務を担保するためにBの1番抵当権が設定され、この土地がCに譲渡された場合に、Cがなした消滅時効の援用
- 2 D所有の土地に、本件債務を担保するためにBの1番抵当権が設定されている場合に、Dがなした消滅時効の援用
- 3 本件債務の保証人であるEがなした消滅時効の援用
- 4 本件債務の連帯保証人であるFがなした消滅時効の援用
- 5 A所有の土地に本件債務を担保するためにBの1番抵当権が設定されている場合に、当該土地の2番抵当権者であるGがなした消滅時効の援用

問題18 時効に関する次のア～エの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア AがBに対して有していた貸金債権の消滅時効が完成した後、Bがこれを知らずにAに対して必ず返済する旨を述べた場合、Bは、この貸金債権の消滅時効を援用することができない。
- イ AがBより消費貸借契約に基づき金銭を借り受け、その際にA B間でAが貸金債務の消滅時効を援用しない旨の特約がなされた場合でも、その後貸金債務の消滅時効が完成したときは、Aは、この消滅時効を援用することができる。
- ウ AがBに対して期限の定めのない債権を有している場合、当該債権の消滅時効は、AがBに対して履行を請求した時から進行する。
- エ Aは医師Bの診療を受けたが診療に係る料金を支払っていなかった場合、診療に関する債権はBが3年間その権利を行使しないときは時効によって消滅する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・ウ
- 4 イ・エ
- 5 ウ・エ

問題19 取得時効に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 Aが、土地上に建物を継続して所有することにより、当該土地の時効取得の要件を満たしている場合において、当該建物をAから賃借しているBは、Aによる当該土地の取得時効を援用することができる。
- 2 Bの不動産を、所有の意思をもって平穩かつ公然と占有したAが、占有の初めに善意無過失であったが、その後に悪意になった場合でも、当該不動産を時効取得するための占有期間は、占有開始時から10年である。
- 3 所有権の取得時効の要件として、平穩かつ公然と占有したことが必要であるが、土地占有者Aが、土地所有者Bから土地の返還請求を受けた事実がある場合、平穩の占有ではなくなる。
- 4 Aが、Bの土地に建物を建てて住み続け、Bに対して土地の賃料を払い続けたとしても、債権は占有を觀念できないから、Aは、土地賃借権を時効取得することはできない。
- 5 取得時効を主張する時効援用権者Aは、占有を開始した以後の任意の時点を時効の起算点として選択することができる。

問題20 時効の更新および完成の猶予に関する次の記述のうち、民法の規定に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 催告があった時から6か月を経過するまでの間は、時効は完成しない。
- 2 被保佐人AがBより消費貸借契約に基づき金銭を借り受け、貸金債務の消滅時効が完成する前に、Aが保佐人Cの同意を得ることなく必ず返済する旨を述べた場合、この貸金債務の消滅時効は更新される。
- 3 裁判上の請求による時効の完成猶予または更新の効力は、完成猶予または更新の事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ生じる。
- 4 時効の更新によって時効の進行は一時的に停止するだけであり、進行していた時効期間が振出しに戻るわけではない。
- 5 権利の承認による時効の更新の効力は、更新の事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ生じる。

〔記述式問題〕

問題1 Aは、土地を購入するため、BにAの代理人として土地を購入するよう依頼した。

Bは、Aのために最も条件のいい甲土地を購入すべきと考えたが、甲土地の所有者がCの友人Dであったため、Cに交渉してもらった方が自己が交渉するよりもスムーズに購入できると考え、Cを復代理人として選任することとした。復代理人の選任の可否について、BがAの法定代理人であった場合と任意代理人であった場合のそれぞれについて、「法定代理人は」に続けて、民法の規定に照らし、40字程度で記述しなさい（「法定代理人は」は40字程度に数えない。）。

（下書用）

法定代理人は

10

15

2023 年合格目標 行政書士講座

スーパー答練

1stステージ

民法① 解答解説

【5肢択一式：配点4点×20問＝80点】 目標点：56点

問題1	問題2	問題3	問題4	問題5	問題6	問題7	問題8	問題9	問題10
5	3	2	1	2	2	4	4	3	3
問題11	問題12	問題13	問題14	問題15	問題16	問題17	問題18	問題19	問題20
3	1	5	3	5	1	5	1	2	4

【記述式：配点20点】 目標点：14点

問題 1	自	己	の	責	任	で	、	任	意	代	理	人	は	本	人
	の	許	諾	を	得	た	と	き	と	や	む	を	得	な	い
	事	由	が	あ	る	と	き	に	選	任	で	き	る	。	

【スーパー答練 1stステージ・民法① 出題一覧表】

【5肢択一式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
総則	1	未成年者	5	★★★	
	2	成年被後見人	3	★★★	
	3	被保佐人	2	★★	
	4	被補助人	1	★★	
	5	心裡留保・虚偽表示	2	★★★	
	6	虚偽表示	2	★★★	
	7	錯 誤	4	★★★	
	8	詐欺・強迫	4	★★★	
	9	代 理	3	★★★	
	10	代 理	3	★★★	
	11	無権代理	3	★★★	
	12	無権代理と相続	1	★★★	
	13	表見代理	5	★★★	
	14	表見代理	3	★★★	
	15	無効・取消し	5	★★	
	16	時 効	1	★★	
	17	時効の援用権者	5	★★★	
	18	消滅時効	1	★★	
	19	取得時効	2	★★	
	20	時効の更新と完成の猶予	4	★★	

【記述式】

分野	番号	テーマ	正解	重要度	採点
総則	1	復代理人 の選任	(法定代理人は) 自己の責任で、任意代理人 は本人の許諾を得たときとやむを得ない事由 があるときに選任できる。(44字)	★★	

※重要度 ★★★：絶対に復習 ★★：要復習 ★：最後に復習

※「関連過去問」は各問題のテーマにおける過去の本試験出題履歴を示しています(ex. 「21-3」は平成21年度問題3で出題されたことを示しています)。

〔5肢択一式問題〕

問題 1	正解	5	テーマ 未成年者	重要度★★★
------	----	---	----------	--------

- 1 × 未成年者が法律行為をするにはその法定代理人の同意を得なければなりません（民法5条1項本文）。ただし、単に権利を得、または義務を免れる法律行為についてはその必要はありません（5条1項ただし書）。弁済を受領することは、すでに有する債権を失うことになるので、「単に権利を得、又は義務を免れる法律行為」（5条1項ただし書）にあたりません。したがって、弁済を受領することについて、未成年者が単独で有効に行うことはできず、法定代理人の同意が必要です（5条1項本文）。
- 2 × 法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することができます（5条3項前段）。また、法定代理人が目的を定めずに処分を許した財産を処分するときも同様に、未成年者は自由に処分することができます（5条3項後段）。
- 3 × 一種または数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有します（6条1項）。したがって、未成年者が法定代理人から営業の許可を受けてその営業に関する法律行為を行った場合、法定代理人はその行為を取り消すことができません。
- 4 × 行為の時に制限行為能力者であった者は、制限行為能力を理由として法律行為を取り消した場合、現に利益を受けている限度において返還義務を負います（121条の2第3項後段）。制限行為能力者保護の観点から、制限行為能力者の返還義務の負う範囲を現に受けている利益（現存利益）に限定したものです。
- 5 ○ 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるために詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができませんが（21条）、制限行為能力者が制限行為能力者であることを単に黙秘していただけた場合には、「詐術」に該当しません（最判昭44.2.13）。したがって、詐術を用いたことを理由とする取消権の制限は受けません。

関連過去問	10-27、18-27、24-27、27-27、30-45、R2-27
-------	-------------------------------------

問題2	正解	3	① 成年被後見人	重要度★★★
-----	----	---	----------	--------

- 1 ○ 成年被後見人は、成年後見人の同意を得ていても、単独で有効に法律行為をすることができません。したがって、成年後見人の同意を得て行った行為でも取り消すことができます（民法9条本文）。なお、日用品の購入等の日常生活に関する行為は、成年後見人の同意がなくても、有効にすることができます（9条ただし書）。
- 2 ○ 成年被後見人となった原因（精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況）が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人（未成年後見人および成年後見人）、後見監督人（未成年後見監督人および成年後見監督人）または検察官の請求により、後見開始の審判を取り消さなければなりません（10条）。
- 3 × 成年被後見人が婚姻をするには、その成年後見人の同意は不要です（738条）。したがって、成年被後見人が成年後見人の同意を得ないでした婚姻は、制限行為能力を理由として取り消すことができません。
- 4 ○ 家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人からの請求のほか、検察官からの請求によっても、後見開始の審判をすることができます（7条）。
- 5 ○ 未成年者の場合には、許された営業に関しては成年者と同一の行為能力があるとされます（6条1項）。しかし、成年被後見人は、そのような規定はなく、原則どおり、取り消すことができます（9条）。

関連過去問	10-27、18-27、24-27、27-27、30-45、R2-27
-------	-------------------------------------

問題3	正解	2	① 被保佐人	重要度★★
-----	----	---	-----------	-------

- 1 × 被保佐人が行為能力の制限を受けているのは元本を受け取ることであり（民法13条1項1号）、利息を受け取るとは制限されていません。したがって、被保佐人が元本を領収する場合には保佐人の同意が必要ですが、利息を領収する場合には保佐人の同意は必要ではありません。
- 2 ○ 被保佐人が自己所有の家屋を売却する行為は、「不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為」であり、行為能力の制限を受ける行為に該当します（13条1項3号）。したがって、被保佐人が自己所有の家屋を売却する行為をするには保佐人の同意が必要です。
- 3 × 被保佐人が相続の承認・放棄をする場合だけでなく、遺産分割をする場合にも、保佐人の同意が必要です（13条1項6号）。
- 4 × 被保佐人が、借財をする場合だけでなく、保証をする場合にも、保佐人の同意が必要です（13条1項2号）。
- 5 × 13条1項5号の「贈与」とは、被保佐人が他人に贈与することであり、何ら負担のない贈与の申込みを承諾することは「贈与」に該当しません。したがって、保佐人の同意は不要です。なお、負担付贈与の申込みを承諾する場合には、保佐人の同意が必要です（13条1項7号）。

関連過去問	10-27、18-27、24-27、27-27、30-45、R2-27
-------	-------------------------------------

問題 4	正解	1	① 被補助人	重要度★★
------	----	---	--------	-------

- 1 × 被補助人の事理弁識能力が回復し、補助開始の審判の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人または検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければなりません（民法 18 条 1 項）、本人以外の者の請求により補助開始の審判の取消しをするときは、本人の同意を得る必要はありません。
- 2 ○ 補助開始の審判をする場合において、本人が成年被後見人または被保佐人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る後見開始または保佐開始の審判を取り消さなければなりません（19 条 2 項、1 項）。補助開始の審判は、後見開始または保佐開始の審判と重ねてすることはできないからです。
- 3 ○ 被保佐人・被補助人に対して、保佐人・補助人の追認を得るべき旨の催告をした場合において、期間内に追認を得た旨の通知が発せられなかったときは、その行為を「取り消した」ものとみなされます（20 条 4 項）。
- 4 ○ 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができます（17 条 3 項）。これは、被補助人の自己決定権尊重の観点から、補助人と被補助人の意見が対立した場合における両者の関係の調整を家庭裁判所に委ねたものです。
- 5 ○ 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人または検察官の請求により、補助開始の審判をすることができます（15 条 1 項本文）、本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意がなければなりません（15 条 2 項）。本人の自己決定権を尊重する必要があるからです。

関連過去問	10-27、18-27、24-27、27-27、30-45、R2-27
-------	-------------------------------------

問題5

正解

2



心裡留保・虚偽表示

重要度★★★

- 1 × 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知ってしたときであっても、有効ですが、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、または知ることができたときは、その意思表示は無効となります（民法 93 条1項）。Aの意思表示は心裡留保による意思表示です。BがAの冗談につき善意無過失である本肢では、Aの売却の申込みは有効となり、Aは売買契約の成立を否定することができません。
- 2 ○ 心裡留保による意思表示は、原則として有効ですが、相手方が意思表示が表意者の真意でないことにつき悪意有過失であるときは無効となります（93 条1項）。もっとも、心裡留保による意思表示が無効となるときであっても、その意思表示の無効は善意の第三者に対抗することができません（93 条2項）。Bからの譲受人Cは、Aの冗談につき善意ですから、Aは、Cに対しては、売却の申込みが無効であることを主張することができません。したがって、Aは、Cに対して、売却の申込みが冗談であったことを理由として、売買契約の成立を否定することはできません。
- 3 × 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効です（虚偽表示：民法 94 条1項）。A・B間の売買契約はAがBと通謀して仮装したものであり虚偽表示によるものです。したがって、Cが善意である場合でも、虚偽表示の当事者であるA・B間においては仮装売買は無効であり、Aは、Bに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することができます。
- 4 × 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効ですが（虚偽表示：94 条1項）、虚偽の外観を信じた第三者を保護し取引の安全を図る必要があることから、その無効は、善意の第三者に対抗することができません（94 条2項）。そして、虚偽の外観を作出した表意者の帰責性は大きいことから第三者は善意であれば足り、過失があるときでも無効を対抗することができません（大判昭 12. 8. 10）。したがって、善意のCに過失がある場合でも、Aは、Cに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできません。
- 5 × 相手方と通じてした虚偽の意思表示は無効ですが（虚偽表示：94 条1項）、虚偽の外観を信じた第三者を保護し取引の安全を図る必要があることから、その無効は、善意の第三者に対抗することができません（94 条2項）。そして、この「第三者」が仮装譲渡された不動産の譲受人であるときは、善意であれば登記を備えていなくても保護されます（最判昭 44. 5. 27）。したがって、Cが善意である場合、まだ登記がAにあるときでも、Aは、Cに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできません。

関連過去問

20-27、22-27、27-28、R4-27

問題6	正解	2	① 虚偽表示	重要度★★★
-----	----	---	-----------	--------

- 1 ○ 虚偽表示の目的物に対して差押えをした仮装譲受人の一般債権者は、94条2項の第三者にあたります（最判昭48.6.28）が、差押えの前においては法律上の利害関係を有するとはいえず、94条2項の第三者にはあたりません（大判大9.7.23）。したがって、Cの差押えの前であれば、Aは善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができます。
- 2 × 94条2項の第三者とは、虚偽表示の当事者または一般承継人以外の者であって、その表示の目的につき法律上利害関係（新たな独立の法律上の利害関係）を有するに至った者をいいます（最判昭45.7.24）。虚偽表示による譲受人からその目的物について抵当権の設定を受けた者も94条2項の第三者にあたります（最判昭55.9.11）。したがって、Aは善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができません。
- 3 ○ 土地が仮装譲渡された場合におけるその土地上の建物賃借人は、94条2項の第三者にはあたりません（最判昭57.6.8）。土地と建物は別個の財産であり、建物賃借人の利害は事実上のものにすぎないからです。したがって、Aは善意のCに対して、A・B間の売買の無効を対抗することができます。
- 4 ○ 94条2項の「善意の第三者」からの転得者が悪意であった場合でも、転得者は有効に権利を取得することができます（大判昭6.10.24）。したがって、94条2項の「善意の第三者」であるCから甲土地を譲り受けたDは、悪意であっても有効に権利を取得し、Aは、Dに対してA・B間の売買の無効を対抗することができます。
- 5 ○ 虚偽表示における「第三者」（94条2項）が悪意である場合でも、この「第三者」からの転得者が善意であるときは、転得者に対して虚偽表示による無効を主張することができません（最判昭45.7.24）。「第三者」には、直接取引関係に入った者だけでなく、これらの者からの転得者も含まれるからです。したがって、悪意のCが甲建物を善意のDに転売した場合、Aは、Dに対して、A・B間の売買契約の無効を対抗することはできません。

関連過去問	20-27、22-27、27-28、R4-27
-------	-------------------------

問題 7	正解	4	① マ 錯誤	重要度★★★
------	----	---	-----------	--------

- 1 × 意思表示は、意思表示に対応する意思を欠く錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、原則として取り消すことができます（民法 95 条 1 項 1 号）。しかし、錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合、原則として、表意者は意思表示の取消しができません（95 条 3 項）。ただし、①相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重大な過失によって知らなかったとき、②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたときは、表意者は、意思表示の取消しをすることができます（95 条 3 項各号）。したがって、錯誤に陥ったことについて表意者に重大な過失がある場合、表意者は、原則として、意思表示の取消しを主張することはできません。
- 2 × 錯誤による意思表示の取消しは、表意者、その代理人、その承継人に限りすることができます（120 条 2 項）。したがって、相手方は、表意者の錯誤を理由として意思表示の取消しを主張することはできません。
- 3 × 動機の錯誤による意思表示は、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、取り消すことができます（95 条 1 項 2 号、2 項）。債務者から他にも連帯保証人がいるから安心であると言われ、それを信じて連帯保証人となったものの実は他に連帯保証人がいなかった場合、他に連帯保証人がいるということは通常は保証契約をなす単なる縁由にすぎないため、「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な錯誤」にはあたりません（最判昭 32. 12. 19）。したがって、錯誤による意思表示の取消しを主張することはできません。
- 4 ○ 建物の買主が現居住者から同居の承諾を得られるものと誤信してこれを買受けたとしても、その錯誤は単なる動機の錯誤にすぎず、買主はその旨を売主に表示しておかなければ、錯誤による意思表示の取消しを主張することはできません（最判昭 29. 11. 26）。
- 5 × 錯誤による意思表示は、当該錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、原則として取り消すことができます（95 条 1 項）。取消権は、追認をすることができる時から 5 年間行使しないとき、または行為の時から 20 年を経過したときは、時効によって消滅します（126 条）。したがって、錯誤に基づく意思表示から 20 年を経過した場合には、表意者は、売買契約の取消しを主張することができません。

問題 8

正解

4



詐欺・強迫

重要度★★★

- ア ×** 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り（悪意）、または知ることができた（有過失）ときに限り、その意思表示を取り消すことができます（民法96条2項）。第三者が詐欺を行った場合、表意者保護とのバランスから、相手方の無過失を要求するのが妥当であるため、相手方が悪意の場合の他、有過失の場合にも取り消すことができますことになっています。したがって、Aは、BがCによる詐欺の事実を知らなかったことに過失があるときは、売買契約を取り消すことができます。
- イ ○** 詐欺によって契約した場合、その契約を取り消すことができますが、その取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができません（96条1項・3項）。表意者保護と第三者保護とのバランスから、第三者が保護されるためには無過失が要求されています。本肢の場合、Cは詐欺の事実を知らなかったことにつき過失があります。したがって、Aは、善意有過失のCに対して、売買契約を取り消して、土地の所有権の復帰をCに対して主張することができます。
- ウ ×** 強迫によって契約した場合、その契約を取り消すことができ、詐欺の場合と異なり、第三者保護規定が設けられていないため、その取消しは、第三者の善意・悪意、過失の有無にかかわらず対抗することができます（96条1項・3項参照）。したがって、Aは、Cの善意・悪意、過失の有無にかかわらず、売買契約を取り消して、土地の所有権の復帰をCに対して主張することができます。
- エ ○** 第三者による強迫の場合、強迫された者は、相手方の善意・悪意、過失の有無にかかわらず、常に意思表示を取り消すことができます（96条1項）。したがって、Aは、BがCによる強迫の事実を知らなかったことに過失がなかったとしても、売買契約を取り消すことができます。

以上より、妥当なものはイ・エであり、肢4が正解となります。

関連過去問

23-27、29-28、R2-45

問題 9

正解

3

テーマ

代理

重要度★★★

- 1 × 代理人が本人のためにすることを示さないでした意思表示は、自己のためにしたものとみなされるのが原則ですが（民法 100 条本文）、相手方が、代理人が本人のためにすることを知り、または知ることができたときは、代理人のした意思表示は、本人に対して直接にその効力が生じます（100 条ただし書、99 条 1 項）。したがって、A が B の代理人である旨を明示しないで C と本件契約を締結した場合でも、A が B の代理人として本件契約を締結したことを C が知っているときは、本件契約の効力は B に帰属することから、B は C に対して売主としての責任を負います。
- 2 × 本人の利益が害されるのを防止する必要があることから、同一の法律行為については、相手方の代理人となり、または当事者双方の代理人となることはできないのが原則ですが（無権代理とみなされます：108 条 1 項本文）、債務の履行および本人があらかじめ許諾した行為については、本人の利益が害されるおそれがないことから、自己契約・双方代理が認められています（108 条 1 項ただし書）。したがって、A は、B および C の許諾があるときは、B と C の双方の代理人として本件契約を締結することができます。
- 3 ○ 制限行為能力者が代理人として行為をしても、その効果は本人に帰属し（99 条 1 項）、制限行為能力者に不利益は生じないことから、制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができないのが原則です（102 条本文）。もっとも、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、行為能力の制限を理由として取り消すことができます（102 条ただし書）。したがって、制限行為能力者（被保佐人 A）が他の制限行為能力者（未成年者 B）の法定代理人としてした本件契約については、B は、A が保佐人の同意を得ていないことを理由として、本件契約を取り消すことができます。
- 4 × 代理人が破産手続開始の決定を受けた場合、代理権は消滅します（111 条 1 項 2 号）。したがって、A が C と本件契約を締結する前に、A が破産手続開始の決定を受けたときは、B が A に授与している代理権は消滅します。
- 5 × 代理人が後見開始の審判を受けた場合、代理権は消滅しますが（111 条 1 項 2 号、2 項、653 条 3 号）、保佐開始の審判を受けたにすぎない場合は、代理権は消滅しません。したがって、A が C と本件契約を締結する前に、A が保佐開始の審判を受けたとしても、B が A に授与している代理権は消滅しません。

関連過去問

11-27、15-27、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28、R4-45

問題10	正解	3	① 代理	重要度★★★
------	----	---	------	--------

- 1 × 意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫等によって影響を受ける場合には、その事実の有無は、原則として代理人によって決めます(民法101条1項)。したがって、意思表示に瑕疵があったか否かは、原則として代理人を基準として判断されることになります。
- 2 × 代理権の範囲が不明な場合、代理人は、①保存行為、②物または権利の性質を変えない範囲内の利用行為、③物または権利の性質を変えない範囲内の改良行為をすることができます(103条)。したがって、物または権利の性質を変えないものであれば、利用行為をすることも許されます。
- 3 ○ 代理人が自己または第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、または知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなされます(107条)。
- 4 × 代理行為の効果は直接本人に帰属する(99条1項)ので、そこから生ずる取消権は本人に帰属します。したがって、代理人が取消権を行使するためには、それについての授權が必要であり、代理人は当然に取消権を行使することができるわけではありません。
- 5 × 「本人が破産手続開始の決定を受けたこと」は、任意代理による代理権(委任による代理権)の消滅事由ですが(111条2項、653条2号)、法定代理による代理権の消滅事由ではありません(111条1項参照)。

関連過去問	11-27、15-27、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28、R4-45
-------	---

問題11

正解

3



無権代理

重要度★★★

- 1 ○ 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、相手方が取り消すことができるのが原則ですが（民法115条本文）、契約の時に代理権を有しないことを相手方が知っていたときは取り消すことができません（115条ただし書）。したがって、契約締結時にAに代理権がないことをCが知っていた場合、Cは、この売買契約を取り消すことができません。
- 2 ○ 代理権を有しない者がした契約は、本人が追認をしない間は、原則として相手方は取り消すことができます（115条本文）。この取消権が行使されると、契約は契約の当初にさかのぼって無効となりますから、本人は追認をすることができなくなり、相手方は催告や無権代理人の責任を追及することができなくなります。したがって、Cが売買契約を取り消した場合、Cは、本人Bに対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をすることはできません。
- 3 × 追認または追認の拒絶は、相手方に対してしなければ、原則としてその相手方に対抗することができませんが（113条2項本文）、無権代理人に対してしたときでも、相手方がその事実を知ったときは、その相手方に対抗することができます（113条2項ただし書）。したがって、Bが、この売買契約の追認の拒絶をAに対してした場合でも、Cが当該事実を知っているときは、Bは、Cに対して、追認の拒絶を対抗することができます。
- 4 ○ 無権代理行為の相手方が、本人に対し、相当の期間を定めて、その期間内に追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、本人がその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされます（114条）。したがって、Cが、Bに対し、相当の期間を定めて、その期間内にこの売買契約の追認をするかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、Bがその期間内に確答をしないときは、追認を拒絶したものとみなされます。
- 5 ○ 他人の代理人として契約をした者（無権代理人）は、自己の代理権を証明したとき、または本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に従い、相手方に対して履行または損害賠償の責任を負い（117条1項）、この場合、無権代理人は表見代理が成立することを主張立証してこの責任を免れることができません（最判昭62.7.7）。したがって、Cが、Aに対して無権代理人の責任を追及して損害賠償を請求した場合、Aは、表見代理が成立することを主張立証して損害賠償責任を免れることはできません。

関連過去問

11-27、15-27、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28、R4-45

問題12

正解

1



無権代理と相続

重要度★★★

- 1 ○ 無権代理人を相続した者がその後に本人を相続した場合、無権代理人が本人を相続した場合と同様、相続人が本人の資格で追認拒絶することは認められません（最判昭63.3.1）。したがって、無権代理人Aが死亡し本人BとDがAを共同相続した後、Bも死亡しDがBを単独で相続したときは、Dは、Aの無権代理行為につき追認を拒絶することができません。
- 2 × 本人が無権代理行為の追認を拒絶したときは、その後に無権代理人が本人を相続した場合でも、無権代理行為は有効ならず、無権代理人は、本人の追認拒絶の効果を主張することができます（最判平10.7.17）。本人が追認を拒絶すれば無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定し、本人を相続した無権代理人が本人の追認拒絶の効果を主張することは信義則に反するといえないからです。したがって、本人BがAの無権代理行為につきCに対して追認を拒絶した後に死亡し、無権代理人であるAがBを単独で相続したときは、Aは、Bのした追認拒絶の効果を主張することができます。
- 3 × 本人が無権代理行為の追認も追認拒絶もしないまま死亡し、無権代理人が本人を他の共同相続人とともに共同相続した場合には、共同相続人全員が共同して無権代理行為を追認しない限り、無権代理人の相続分に相当する部分においても、無権代理行為は当然に有効となるものではありません（最判平5.1.21）。したがって、本人Bが死亡し、Eと無権代理人AがBを共同相続したときは、Aの無権代理行為は、Aの相続分に相当する部分においても、当然に有効となりません。
- 4 × 本人が無権代理行為の追認も追認拒絶もしないまま死亡し、無権代理人が本人を単独で相続した場合、無権代理行為は当然に有効となります（最判昭40.6.18）。無権代理人が自らした無権代理行為につき本人の資格において追認を拒絶することを認めると信義則に反するからです。したがって、本人Bが死亡し、無権代理人AがBを単独で相続したときは、Aの無権代理行為は、当然に有効となります。
- 5 × 本人が無権代理人を相続した場合、無権代理行為は当然には有効とならず、本人は追認を拒絶することができます（最判昭37.4.20）。本人が無権代理行為の追認を拒絶しても、信義則に反するといえないからです。したがって、無権代理人Aが死亡し、本人BがAを相続したときでも、Bは、Aの無権代理行為につき追認を拒絶することができます。

関連過去問

12-27、15-28、22-35、28-28、30-29、R4-45

問題13

正解

5



表見代理

重要度★★★

- ア ×** 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負うのが原則ですが（代理権授与の表示による表見代理：民法 109 条 1 項本文）、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、または過失によって知らなかったときは、その責任を負いません（109 条 1 項ただし書）。悪意または過失のある第三者は保護する必要があるからです。したがって、実際にはBに代理権が授与されていないことをCが知っていたときは、表見代理は成立しません。
- イ ×** 代理人がその権限外の行為をした場合、原則として、本人に対して効力を生じませんが（113 条 1 項）、第三者が代理人に権限があると信ずべき正当な理由があるときは、本人はその行為についての責任を負います（権限外の行為の表見代理：110 条、109 条 1 項本文）。第三者を保護し取引の安全を図る必要があるからです。したがって、AがBに対して甲土地の賃貸の代理権を授与していた場合、甲土地の売買契約の締結は権限外の行為ですが、CがBに甲土地の売買の代理権があると信じるにつき正当な理由があるときは、表見代理が成立します。
- ウ ○** 代理権の消滅は、原則として、代理権消滅の事実につき善意の第三者に対抗することができませんが（代理権消滅後の表見代理：112 条 1 項本文）、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは対抗することができます（112 条 1 項ただし書）。過失のある第三者は保護する必要があるからです。したがって、Bの代理権が消滅したことをCが過失によって知らなかったときは、表見代理は成立しません。
- エ ○** 法定代理の場合でも代理権の消滅という事態はあり得るので、代理権消滅後の表見代理の規定（112 条 1 項）は、法定代理にも適用されます（大判昭 2. 12. 24）。したがって、未成年者Aの親権者であるBが、親権喪失の審判（834 条）を受け法定代理権（824 条本文）を失った後にAの代理人としてA所有の甲土地をCに売却した場合において、CがBについて親権喪失の審判がなされたことを過失なく知らなかったときは、Cは、表見代理の成立を主張することができます。

以上より、妥当なものはウ・エであり、肢 5 が正解となります。

関連過去問

11-27、15-27、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28、R4-45

問題14	正解	3	① 表見代理	重要度★★★
------	----	---	--------	--------

- 1 × 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば代理権消滅後の表見代理の規定（民法 112 条 1 項）によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負います（112 条 2 項）。
- 2 × 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば 109 条 1 項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負います（109 条 2 項）。
- 3 ○ 本肢の場合、他の要件を充たしても、表見代理は成立しません。本肢と同様の事案について、判例（最判昭 35. 2. 19）は、勧誘自体は事実行為であって法律行為でないとして、Aは代理人にはあたらず、民法 110 条を適用することはできないとしています。
- 4 × 判例は、民法 110 条の権限外の行為による表見代理が成立するために必要とされる基本代理権は、私法上の行為についての代理権であることを要し、公法上の行為についての代理権はこれにあたらない（最判昭 39. 4. 2）としつつも、公法上の行為である登記申請行為が本人の私法上の契約による義務の履行のためにされるものであるときは、その権限を基本代理権として、民法 110 条の表見代理が成立しようとしています（最判昭 46. 6. 3）。したがって、公法上の行為についての代理権も民法 110 条の基本代理権となりうる場合があり、表見代理が成立する余地がないわけではありません。
- 5 × 110 条の表見代理において本人の過失は要件となっていない。したがって、B が自己に過失がなかったことを立証しても、他の要件を充たせば、表見代理が成立します。

関連過去問	11-27、15-27、21-27、24-28、25-45、28-28、R1-28、R4-45
-------	---

問題15	正解	5	① 無効・取消し	重要度★★
------	----	---	-------------	-------

- 1 ○ 同意権者も取消権を有し（民法120条1項）、保佐人は、同意権者ですから（13条1項本文）、取消権を行使することができます。
- 2 ○ 取消しについては、行為の時から20年（追認をすることができる時から5年間）という期間制限が定められています（126条）。
- 3 ○ 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じません（124条1項）。したがって、強迫によって意思表示をした者が有効に追認をするには、強迫状況が消滅した後にしなければなりません。
- 4 ○ 無効な行為は、追認によっても、その効力を生じませんが、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、新たな行為をしたものとみなされます（119条）。
- 5 × 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じません（124条1項）。したがって、未成年者自身は、未成年者の間は無効に追認をすることができませんが、成年に達し、取り消すことができることを知った後は有効に追認をすることができます。

関連過去問	6-27、23-27、26-28
-------	------------------

問題16	正解	1	（テ） イ マ	時効	重要度★★
------	----	---	---------------	----	-------

- ア ○** 時効取得のためには「所有の意思」をもって占有することが要件となっています（民法162条）が、この「所有の意思」の有無は、占有取得の原因である事実によって外形的・客観的に判断されます（最判昭45.6.18）。そして、賃借人には所有の意思はないとされるので、賃借人は、20年間占有を継続しても、土地の所有権を時効取得することができません。
- イ ○** 162条には「他人の物を占有した者」とありますが、判例（最判昭42.7.21）は、自己の物であっても時効取得の対象となるとしています。したがって、占有者は、自己の所有物であっても、時効によって所有権を取得したと主張することができます。
- ウ ×** 時効取得の効果は原始取得です。債務者または抵当権設定者でない者が抵当不動産を時効によって取得した場合、その者がこれを原始取得したことになるため、その反面、抵当権者の抵当権は消滅します（397条）。したがって、AがC所有の抵当不動産を時効取得した場合は、この不動産に設定されていた抵当権は消滅します。
- エ ×** 時効を援用するか否かは当事者の意思に委ねられており、時効の完成が明らかの場合でも、当事者が時効を援用しないときは、裁判所は、時効の完成を前提として裁判をすることはできません（145条）。したがって、Aが消滅時効を援用していない場合、消滅時効が完成したことが証拠から明らかであったとしても、裁判所は、消滅時効の完成を前提として裁判をすることができません。

以上より、妥当なものはア・イであり、肢1が正解となります。

関連過去問	7-28、9-28、21-29、22-28、23-28、28-27、R1-27
-------	---

問題17

正解

5



時効の援用権者

重要度★★★

- 1 **援用が認められる** 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができません（民法 145 条）。したがって、抵当不動産の第三取得者であるCは、本件債務の消滅時効を援用することができます。
- 2 **援用が認められる** 他人の債務を担保するために自己の所有物に抵当権を設定した者（物上保証人）は、時効の援用権者として、被担保債権の消滅時効を援用することができます（145 条）。したがって、物上保証人であるDは、本件債務の消滅時効を援用することができます。
- 3 **援用が認められる** 保証人は、時効の援用権者として、主たる債務の消滅時効を援用することができます（145 条）。したがって、本件債務の保証人であるEは、本件債務の消滅時効を援用することができます。
- 4 **援用が認められる** 連帯保証人は、時効の援用権者として、主たる債務の消滅時効を援用することができます（145 条）。したがって、本件債務の連帯保証人であるFは、本件債務の消滅時効を援用することができます。
- 5 **援用が認められない** 後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権の消滅により直接利益を受ける者にあらず、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することはできません（最判平 11. 10. 21）。したがって、2 番抵当権者であるGは、本件債務の消滅時効を援用することはできません。

関連過去問

7-28、9-28、22-28、23-28、28-27、R1-27

問題18 正解

1



消滅時効

重要度★★

- ア ○** 債務者が、自己の負担する債務の消滅時効完成後に債権者に対し当該債務の承認をした場合には、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その消滅時効の援用をすることはできません（最大判昭 41. 4. 20）。時効の完成後に債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、その後において債務者に時効の援用を認めると、信義則に反するからです。したがって、AがBに対して有していた貸金債権の消滅時効が完成した後、Bがこれを知らずにAに対して必ず返済する旨を述べた場合、Bは、この貸金債権の消滅時効を援用することができません。
- イ ○** 時効の利益は、あらかじめ放棄することができません（146 条）。高利貸しなどの債権者によって濫用されるのを防止する必要があるからです。したがって、AがBより消費貸借契約に基づき金銭を借り受け、その際にA B間でAが貸金債務の消滅時効を援用しない旨の特約がなされた場合でも、その後貸金債務の消滅時効が完成したときは、Aは、この消滅時効を援用することができます。
- ウ ×** 債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間、または②権利を行使することができる時から 10 年間で、時効によって消滅します（166 条 1 項）。そして、期限の定めのない債権は、債権成立時から「権利を行使することができる」ことになりますから、その時から②の 10 年の消滅時効が進行します。なお、期限の定めがない債務が契約により生じた場合、通常、債権者は、自己が権利を行使できることを知っていたと考えられるので、債権成立時（契約締結時）から、①の 5 年の消滅時効も進行を開始することになります。なお、期限の定めのない債権が履行遅滞となるのは、原則として債権者が履行を請求した時です（412 条 3 項）。
- エ ×** 債権は、①債権者が権利を行使することができることを知った時から 5 年間、または②権利を行使することができる時から 10 年間で、時効によって消滅します（166 条 1 項）。

以上より、妥当なものはア・イであり、肢 1 が正解となります。

関連過去問

7-28、9-28、22-28、23-28、28-27、R1-27

問題19	正解	2	① 取得時効	重要度★★
------	----	---	-----------	-------

- 1 × 判例（大判明43.1.25）は、取得時効の援用権者である民法145条の「当事者」は、時効により直接利益を受ける者に限定されるとしています。そして、判例（最判昭44.7.15）は、建物賃貸人による取得時効の成否が問題となっている土地にある建物を賃借している者は、建物賃貸人による土地の取得時効の完成によって直接利益を受ける者ではないとして、建物賃借人は、建物賃貸人による当該土地の取得時効を援用できないとしています。
- 2 ○ 判例（大判明44.4.7）は、取得時効における善意無過失は、占有開始時点で判断されるとしています。したがって、占有開始時点で善意無過失であれば、後に悪意になっても、10年の期間が経過すれば時効取得が認められます。
- 3 × 取得時効の完成には、占有が平穏かつ公然としたものであることが必要（162条）ですが、ここにいう平穏とは、暴行・強迫による占有でないことをいいます。したがって、本肢のように土地占有者が土地所有者から土地の返還請求を受けた事実があるだけでは、平穏ではないとはいえません。
- 4 × 判例（最判昭43.10.8）は、土地賃借権の時効取得については、土地の継続的な用益という外形的事実が存在し、かつ、それが賃借の意思に基づくことが客観的に表現されているときは、土地賃借権の時効取得が可能である、としています。したがって、上記の要件を満たせば時効取得が認められます。
- 5 × 判例（最判昭35.7.27）は、取得時効完成の時期を定めるにあたっては、取得時効の基礎たる事実が法律に定めた時効期間以上に継続した場合においても、必ず時効の基礎たる事実の開始した時を起算点として時効完成の時期を決定すべきであって、取得時効を援用する者において任意にその起算点を選択し、時効完成の時期を早めたり、遅らせることはできない、としています。そのようなことが認められると、第三者が登場した場合に、時効完成の時期を遅らせることにより、その第三者を時効完成前の第三者（この第三者には、移転登記なくして時効による所有権の取得を対抗できます。最判昭41.11.22）とすることが可能となってしまうからです。

関連過去問	7-28、9-28、22-28、23-28、28-27、R1-27
-------	-----------------------------------

問題20	正解	4	① 時効の更新と完成の猶予	重要度 ★★
------	----	---	---------------	--------

- 1 ○ 催告があったときは、その時から6か月を経過するまでの間は、時効は、完成しません（催告による時効の完成猶予：民法150条1項）。
- 2 ○ 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始めます（時効の更新：152条1項）。そして、権利の承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力の制限を受けていないことまたは権限があることは必要ではありません（152条2項）。したがって、被保佐人Aは有効に権利を承認することができるため、Aが、貸金債務の消滅時効が完成する前に、保佐人Cの同意を得ることなく必ず返済する旨を述べた場合、この貸金債務の消滅時効は更新されます。
- 3 ○ 裁判上の請求等（147条）または強制執行等（148条）による時効の完成猶予または更新は、完成猶予または更新の事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ、その効力を有します（153条1項）。
- 4 × 時効の更新とは、更新事由の発生により、それまで進行していた時効期間を振り出しに戻すことです。したがって、更新があった場合、過去の時効期間の経過は無意味となり、新たにその進行を始めるものであり、時効の進行を一時的に停止させるものではありません。
- 5 ○ 権利の承認による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者およびその承継人の間においてのみ効力を有します（153条3項、152条）。

関連過去問	7-28、9-28、22-28、23-28、28-27、R1-27
-------	-----------------------------------

〔記述式問題〕

問題 1



復代理人の選任

重要度★★

〔解答例〕（44字）法定代理人は

自己の責任で、任意代理人は本人の許諾を得たときとやむを得ない事由があるときに選任できる。

〔解説〕

任意代理人は、本人との信頼関係に基づき選任されますから、本来であれば、自ら代理行為をしなければならないのが原則です。しかし、代理行為を他人に行わせた方がいい場合がありますから、委任による代理人（任意代理人）は、本人の許諾を得たとき、またはやむを得ない事由があるときに限り、復代理人を選任することができます（104条）。

これに対して、法定代理人は、自らの意思で代理人になったわけでもありませんし、その権限の範囲も任意代理人の場合と比べ広範にわたりますから、自己の責任で復代理人を選任することができます（105条前段）。

以上より、法定代理人は「自己の責任で」選任できること、任意代理人は、「本人の許諾を得たとき」と「やむを得ない事由があるとき」に選任できることを、40字程度でまとめて記述することになります。

〔採点基準〕

配点の上限は以下の通り。用語の使用や文章の表現が不適切・不自然なもの、他の事項が記載されているもの、誤字・脱字等については、裁量により適宜減点する。

1. （法定代理人は）自己の責任で・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8点
2. 任意代理人は本人の許諾を得たとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6点
3. （任意代理人は）やむを得ない事由があるとき・・・・・・・・・・ 6点

関連過去問

11-27、24-28、R1-28